

レンタル約款

このレンタル約款（以下「本約款」といいます。）は、お客様（以下「甲」といいます。）と大阪市プレミアム付商品券 2026 事務局（以下「乙」といいます。）との間の個別端末のレンタル契約に関する基本的な条件を定めるものです。そのため、お客様になることを検討される方及び甲は、本約款をよくお読みください。

第1章 総則

1. （適用及び変更）

- (1) 甲及び乙が、別途個別のレンタル契約で本約款と異なる内容を定めない限り、甲及び乙との間の一切のレンタル契約については本約款の規定が適用されます。
- (2) 乙は、甲に対して事前に何らの通知を行うことなく、本約款を変更することができることとし、本約款の変更後、甲が読取端末（以下「端末」という。）を利用したことをもって、甲が本約款の変更を確認し、同意したものとみなします。

第2章 物品のレンタル契約の成立・内容

2. （個別レンタル契約の成立）

- (1) 甲が、乙所定の「貸出申込書」に必要事項を記載した上で乙に提出し（以下「申込」といいます。）、乙がこれを受領し、貸与を承諾した旨を通知した時点から、甲乙間でレンタル契約が成立するものとします。
- (2) 本約款に定めのない事項、又は本約款の定めと異なる定めが「貸出申込書」に定めている場合、当該定めが本約款に優先するものとします。

3. （端末返却期日）

甲はレンタル終了後、乙に返却期日である令和9年1月31日（日）までに端末を返還するものとします。なお、返却期日までの消印で端末を発送した場合は返却期日までに返還したものとします。ただし、甲及び乙に別段で合意がある場合はこの限りではありません。

4. （端末の引渡し、使用・保管方法等）

(1) 甲は端末の保管にあたり、次に定める行為をしないものとします。ただし乙が事前に書面による承諾を与えていた場合はこの限りではありません。

1. 端末をその本来の使用目的以外に使用すること

2. 端末を設置場所から移動すること

3. 端末を第三者に譲渡、転貸すること

4. 端末の占有名義を第三者に移転すること

5. 端末を分解又は改造すること

6. 添付された乙の所有権を示すものの除去、汚染

7. 端末について質権、抵当権及び譲渡担保権その他一切の権利を設定すること

(2) 甲は端末が第三者の強制執行その他法律あるいは事実に損害を被らないようにこれを保全するとともに、仮にそのような事態が発生した時は直ちにこれを乙に通知し、かつ速やかにその事態の解消をはかるものとします。

(3) 前項の場合において、乙が端末保全のために必要な措置をとった場合、甲はその一切の費用を負担します。

(4) 端末の占有中、端末自体又は端末の設置、保管、使用を原因として、第三者に与えた損害については甲がこれを賠償するものとし、乙は何らの責任を負いません。

5. (端末の毀損・紛失等の取扱い)

(1) 甲は、端末の紛失又は毀損等が発生した場合、理由の如何を問わず、直ちに乙に通知するものとし、その後の手続きについては乙の指示に従うものとします。

(2) 甲の責に帰すべき事由に基づき端末が紛失、滅失又は損傷した場合、甲は乙に対して、次に定めるとおり損害を賠償するものとします。

1. 端末が紛失又は滅失した場合 当該端末の再購入代金

2. 端末が損傷した場合 当該端末の修理代金

(3) 前項に定める場合であっても、甲は、レンタル料金等の支払い義務は免れません。

(4) 前二項の定めは、乙が逸失利益を請求することを妨げるものではありません。

- (5) 甲は、第2項の損害金の支払後、当該端末を発見した場合であっても、損害金の返金を請求することはできないものとします。
- (6) 甲は、第2項の損害金の支払後、当該端末を発見した場合は、当該端末を返還する義務を負わないものとします。
- (7) 甲による第2項の損害金の支払いを条件に、甲及び乙は協議の上、端末の代替機を貸与するか否か決定するものとします。なお、当該代替機は当該端末と同種のものとは限らず、甲はこれを承諾するものとします。

6. (ソフトウェア複製等の禁止)

- (1) 甲は、端末の全部又は一部を構成するソフトウェアがある場合、そのソフトウェアに関して次の行為をしてはならないものとします。
 - 1.有償、無償を問わず、ソフトウェアの全部又は一部を第三者に使用させること（譲渡、使用权の設定等の方法を含みますが、これらに限られません。）
 - 2.ソフトウェアの全部又は一部を複製すること
 - 3.ソフトウェアを変更又は改変すること
- (2) 甲は、ソフトウェアの保管あるいは使用に起因して第三者に損害を生じさせたときは、当該第三者に対して一切の賠償責任を負い、乙に何らの負担をかけないものとします。

7. (監査)

- (1) 乙は、甲と事前の協議の上、端末の使用状況などに関し、必要に応じて甲の事業所へ立入検査ができるものとします。
- (2) 乙は、前項の監査及び前項の報告徴求又は立入検査の結果、必要と認める場合には、甲に対し、改善や端末の利用の中止を求めることができるものとします。
- (3) 甲は、善管注意義務をもって端末の管理を行うものとし、乙は、甲に対し、端末の使用状況又は管理状況等に関し、随時報告を求めることができるものとします。

8. (端末の返還)

- (1) レンタル期間の満了、レンタル契約の解除、解約又はその他の理由によりレンタル契約が終了した場合、甲は端末を乙の指定する場所に返還するものとします。
- (2) 端末に蓄積されたデータがある場合には、甲は、当該データを消去して返還するものとします。

- (3) 返還を受けた端末にデータが残存する場合、乙は甲からの当該データの返還、修復、削除又は賠償の請求に応じないものとします。
- (4) 前項の場合、当該データの漏洩に起因して甲その他第三者に損害が生じたとしても、乙は一切責任を負わないものとします。
- (5) 乙は、返還時に端末以外の物（以下「同梱品」という。）が同梱されていた場合には、1か月間保管し、同期間経過後は、理由を問わず、同梱品を廃棄することができます。
- (6) 前項の同梱品が甲の所有物か否かにかかわらず、乙は、甲又は第三者に対して補償等の責任を負わないものとし、甲が一切の責任を負うものとします。

9. (支払い遅延損害金・返還遅延損害金)

甲は、端末の返還を遅延したときは、当該遅延期間相当分のレンタル料金及び返還遅延損害金を支払うものとします。なお遅延期間1か月あたりの返還遅延損害金は1か月のレンタル料金に相当する金額とし、遅延期間が1か月未満の場合は1か月とみなします。ただし、端末の返還の遅延が、甲の責によらない事由によるものである場合はこの限りではありません。

第3章 一般条項

10. (暴力団等反社会的勢力の排除)

- (1) 甲及び乙は、その役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。）又は従業員において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証するものとします。

1.反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること

2.反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

3.自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること

4.反社会的勢力等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

5.役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約し、これを保証します。

1.暴力的な要求行為

2.法的な責任を超えた不当な要求行為

3.取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

4.風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

5.その他前各号に準ずる行為

(3) 甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合には、催告その他の手続きを要しないで、直ちにレンタル契約又は個別契約を解除することができるものとします。

(4) 甲及び乙は、本条に基づく解除により相手方に損害が生じた場合であっても、当該損害の賠償義務を負わないものとする。また、当該解除に起因して自己に生じた損害につき、相手方に対し損害賠償請求することができるものとします。

11. (個人情報取り扱い)

(1) 甲及び乙は、本約款、レンタル契約及びレンタル個別契約の締結又は本約款、レンタル契約及びレンタル個別契約に基づく業務の履行に関し、直接又は間接に知り得た相手方の個人に関する情報を、善良な管理者の注意をもって、また法令等に従って秘密に保持するものとし、相手方の書面による事前の承諾を得ずに第三者に開示してはならないこととします。ただし、他業者にレンタル商品の修理を依頼する場合はこの限りではないものとします。

(2) 前項の規定にかかわらず、乙は、甲から特段の申し入れのない限り、乙のサービスに関する広告宣伝を目的として甲の名称及び商標等を公表することができることとします。ただし、単なる甲の名称又は商標等の公表にとどまらず、レンタル契約又はレンタル個別契約の具体的な事例としてその詳細内容を公表する場合には、乙は、甲の異議がない場合にのみ公表できることとします。

12. (債務不履行による契約解除)

(1) 甲が次の各号のいずれかに該当した場合、乙は催告をせず通知によりレンタル契約を解除することができるものとします。この場合、甲は乙に対し、未払いのレ

レンタル料金とその他金銭債務全額を直ちに支払い、乙になお損害がある場合はこれも賠償するものとします。

- 1.レンタル料金等の支払いを1回でも遅滞したとき
- 2.レンタル契約の全部又は一部に違反し、乙から相当の期間を定めて是正を催告されたにもかかわらず、その期間内に、当該違反が是正されなかったとき
- 3.自己振出又は自己引受の手形、又は自己振出の小切手が不渡りになったとき
- 4.差押え、仮差押え、仮処分、強制執行又は競売の申立てを受けたとき
- 5.公租公課の滞納処分を受けたとき
- 6.破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立てがなされ、もしくは自らかかる申立てを行ったとき
- 7.監督官庁等から営業の停止もしくは営業に係る許可の取消し又はこれらに類する処分を受けたとき
- 8.合併によらず解散し、又は解散したものとみなされたとき
- 9.事業の全部もしくは重要な一部の譲渡の決議をし、もしくは営業を廃止したとき、又は解散したとき
- 10.民法第542条第1項各号及び同条第2項各号に該当するとき
- 11.前各号に定めるほかレンタル契約の継続に重大な支障が生じたとき

(2) 前項に基づき乙が端末の引取を行う場合、乙又は乙の正当な代理人は端末の所在する場所に立ち入り、これを搬出し、引き取ることができ、甲はこれに協力するものとします。ただし、乙の責に帰すべき事由により前項各号の解除が発生した場合には、この限りではありません。

13. (損害賠償)

甲及び乙は、本約款に違反して相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し、当該違反に起因する損害の賠償をしなければならないものとします。ただし、レンタル契約に関し、乙が甲に対して負担する損害賠償責任その他の責任は、レンタル契約において甲から乙に支払われたレンタル料金の額を上限とします。

14. (免責事項)

乙は、自己の責めに帰すべき事由のない限り、本端末の提供に関し甲が損害を被った場合でも、甲に対し責任を負わないものとします。

15. (契約内容の変更)

甲及び乙は、レンタル契約を変更しようとするときは、あらかじめ協議のうえ、書面で行うものとします。

16. (不可抗力)

- (1) 天災地変、戦争、内乱、法令制度改廃、公権力による命令処分、労働争議、交通機関の事故、感染症の蔓延その他乙の責に帰することのできない事由に起因するレンタル契約の乙の履行遅延又は履行不能については、乙は何らの責も負担しないものとします。
- (2) 前項の場合、乙はレンタル契約の全部又は一部を変更又は終了することができるものとします。この場合甲は乙の指示内容に従うものとします。

令和8年4月1日